

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新地町は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県新地町長

公表日

令和2年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	・公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 ①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件等) ②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会 ④提供された各種所得情報に基づく家賃を毎年ごとに決定、入居者に通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と通知 ⑦その他(住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用)。 ⑧家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理業務
③システムの名称	新地町公営住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 公営住宅申請ファイル 2. 住宅使用料徴収簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の19の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の31、54 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市計画課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新地町総務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2111 FAX 0244-62-3194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新地町都市計画課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2113 FAX 0244-62-3194

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	評価書名	公営住宅、定住促進住宅及び被災高齢者共同住宅に関する事務 基礎項目評価書	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書	事前	10月にシステム導入するため変更
平成31年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	新地町は、公営住宅及び定住促進住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いは、その取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人の権利利益の保護に取組んでいることを宣言する。	新地町は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いは、その取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人の権利利益の保護に取組んでいることを宣言する。	事前	10月にシステム導入するため変更
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	公営住宅、定住促進住宅及び被災高齢者共同住宅に関する事務	公営住宅に関する事務	事前	10月にシステム導入するため変更
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・公営住宅、定住促進住宅及び被災高齢者共同住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し低廉な家賃で賃貸等をおこなっている。①公営住宅、定住促進住宅及び被災高齢者共同住宅入居時の入居資格確認(所得要件等) ②公営住宅、定住促進住宅及び被災高齢者共同住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ⑦その他(住民票住居地と公営住宅及び被災高齢者共同住宅とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報(活用)。番号法の別表第二に基づいて、新地町は、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	・公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し低廉な家賃で賃貸等をおこなっている。①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件等) ②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ⑦その他(住民票住居地と公営住宅とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報(活用)。番号法の別表第二に基づいて、新地町は、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事前	10月にシステム導入するため変更
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	なし	新地町公営住宅管理システム	事前	10月にシステム導入するため変更
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	10月にシステム導入するため変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の31、54 【情報提供】 なし	事前	10月にシステム導入するため変更
平成31年4月1日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	集計日の変更
平成31年4月1日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	集計日の変更
令和2年4月1日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和2年4月1日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新